

## 評 価 書

平成30年9月3日  
宮 城 県

下記事業を対象として行った大規模事業評価の結果は、以下のとおりである。

## 記

## 1 対象事業名

仙台南部地区特別支援学校整備事業

## 2 事業の概要

別添資料1「事業概要」のとおり 省略

## 3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握の方法

別添資料2「評価結果」のとおり 省略

## 4 評価の経過

平成30年7月17日 行政活動の評価に関する条例第5条の書面（評価調書）の確定

平成30年7月17日 宮城県行政評価委員会への諮問

平成30年7月17日 行政活動の評価に関する条例第9条に基づく県民意見聴取  
～8月15日

平成30年7月18日 同委員会大規模事業評価部会第1回開催

平成30年8月20日 同委員会大規模事業評価部会第2回開催

平成30年8月24日 同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申

平成30年9月 3日 県の自己評価の確定, 条例第10条の書面（評価書）の確定

## 5 行政評価委員会の意見

別添資料3「答申」のとおり

## 6 評価の結果

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会における調査審議の経過、同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申並びに県民意見聴取の結果を踏まえ、本事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号）第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した（評価結果の詳細は、別添資料2のとおり）。

なお、同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申内容（評価書を作成するに当たり検討すべき事項等）に対する県としての検討結果は、次のとおりである。

(1) 答申内容に対する検討結果

【答申記1】

小・中学部と高等部の併設により、期待されるメリットが十分に発揮されるよう、教育内容・教育環境の整備に努めること。

【検討結果1】

児童生徒にとって安全安心かつ学習効果の向上につながる教育環境の整備を行い、小学部から高等部まで一貫した教育活動の展開に努めてまいります。

【答申記2】

高等部（産業技術科）においては、地域の企業等と連携し、実践的教育の場と就業先の確保に努めること。

【検討結果2】

地域の企業等と連携した実践的な職場実習により職業教育の充実を図るとともに、地場産業を担う人材育成や地域振興に貢献できるよう努めてまいります。

【答申記3】

豊かな周辺環境と調和した質の高い施設を実現するため、関係者の意見に配慮した設計・建設を行うこと。

【検討結果3】

秋保地区の豊かな自然環境に調和した教育環境の確保に向け、適宜、障害者福祉や特別支援教育分野に精通した学識経験者並びに地域住民・企業などの関係者からの意見を十分に踏まえながら、設計及び建設を進めてまいります。

(2) 県民意見に対する検討結果

【意見1】

本県はこれまでも狭隘化対策として様々な事業に取り組んでおりますが、各特別支援学校の分教室に在籍する保護者の意見の中には、「高等部になればまた狭い環境に戻る。」というものもあります。小・中・高そして高等学園的機能をも含む学校設置は、狭隘化の問題を解決する上で非常にメリットがある事業と考えます。

【検討結果1】

新設校においては、小・中・高等部に必要な教室数を整備し、系統的・計画的に一貫した指導を進めてまいります。

【意見2】

旧拓桃支援学校は、開校当時より、崇高な理念が地域住民に理解され、快く設置されたと捉えております。そのような地域に県民の為になる特別支援学校を設置することは、非常に理にかなっていると考えます。

【検討結果2】

旧拓桃支援学校のつながりを継承し、開校後は、地元の方々と理念を共有しながら、地域とともに学校づくりを進めてまいります。

**【意見 3】**

日本に名だたる秋保温泉は学校と企業の連携による実践的職業教育の実践に取り組みやすい環境にあると考えます。この地は、温泉旅館業、ワイン製造業、六次化産業、無農薬栽培の農業等豊富な地域資源がありますので、本事業の推進は最適な土地と考えます。学校、企業が共に知恵を出し合うことで、生徒の可能性を更に引き出すとともに、即戦力として卒業生を送り出すことができると考えます。

**【検討結果 3】**

学校と地域の企業が連携しながら職業教育の充実を図り、生徒が卒業した後も自立した社会生活を送ることができるよう、人材の育成を目指してまいります。

**【意見 4】**

教育環境の整備、職業教育の充実等により、本県の特別支援教育の更なる推進が図られていくことに大きな期待を寄せています。

**【検討結果 4】**

本整備事業に加え、「宮城県特別支援教育将来構想」及び「第2期県立特別支援学校教育環境整備計画」に基づき、ソフト面とハード面の両面から本県の特別支援教育の推進を図ってまいります。



宮行評委第10号  
平成30年8月24日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

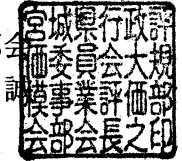
宮城県行政評価委員会  
委員長

堀切川 一



宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会  
部会長

奥村



「仙台南部地区特別支援学校整備事業」に係る大規模事業評価について  
(答申)

平成30年7月17日付け復政第36号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定により、大規模事業評価部会で審議した結果を別紙のとおり答申します。

(別紙)

仙台南部地区特別支援学校整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面（評価調書）をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面（評価書）の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

#### 記

- 1 小・中学部と高等部の併設により、期待されるメリットが十分に発揮されるよう、教育内容・教育環境の整備に努めること。
- 2 高等部（産業技術科）においては、地域の企業等と連携し、実践的教育の場と就業先の確保に努めること。
- 3 豊かな周辺環境と調和した質の高い施設を実現するため、関係者の意見に配慮した設計・建設を行うこと。